

議 事 録

1. 日 時 令和5年2月24日 開会 午後 2時00分～

2. 場 所 西庁舎4階 監査委員室

3. 出席委員

1 番 藤田 正子	2 番 藤田 哲夫	3 番 伊藤 能之
4 番 荻野 俊明	6 番 村上 和義	7 番 石井 義久
8 番 山淵 久司	9 番 大中 秋美	10 番 藤原 智
11 番 橋本 誠二	12 番 池田 賢治	13 番 住元 保
14 番 山本 建樹		

以上 13名

4. 欠席委員

なし

以上 0名

5. 出席推進委員

井上 廣文	立花 吉廣	田中 伸一
山崎 由紀浩	鈴木 清	左海 みや子

以上 6名

6. 事務局

藤田局長	岸本係長	宮本事務職員
------	------	--------

以上 3名

7. 議 事

議事内容

議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
集積計画決定のこと

議案第8号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願審議のこと

議案第9号 明石市農業委員会規程の一部を改正する規程制定のこと

報告第5号 貸借解約の通知報告のこと

報告第6号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出にかかる
専決処理について報告のこと

報告第7号 同 法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる
専決処理について報告のこと

報告第8号 明石市農業委員会事務処理要綱の一部を改正する要綱制定のこと

— 山淵会長が、議長に就任する —

山淵議長： ただ今から第33回明石市農業委員会を始めます。

本日の出席委員数ですが、委員13名中、13名の出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本日の会議は成立していることをご報告します。

次に、明石市農業委員会会議規則第9条第2項に規定する議事録署名人ですが、

2番 藤田 哲夫 委員

3番 伊藤 能之 委員
のお二人を、議事録署名人に指名しますので、どうぞよろしくお願ひします。

— 議事録署名人に指名された2人の委員、了承する —

山淵議長： それでは、これより議案目録に従ひ、議事を進めます。
すでに委員各位にはご案内のとおり、本日の会議は議案が4件、報告が4件です。
はじめに「議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと」を議題にしま
す。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を朗読説明する —

山淵議長： 今月は1件の申請がありました。
昨日の小委員会では現地調査をしていますので、報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山淵議長： 〇〇番〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、1番の土地について報告します。
議案6号の1番の土地の位置は、現地調査図1ページの表示のとおりで、現地調査の
結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種
類は、所有権です。都市計画区分は、市街化調整区域です。営農状況、面積要件など地
農地法第3条第2項各号の条件には該当していません。必要な申請書類も調べており、
昨日の小委員会では、法第3条第2項各号には該当しないので許可してよいという意見
でしたので、本委員会でのご審議、よろしくお願ひいたします。

山淵議長： 本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等あ
りませんか。

〇〇委員： はい、議長。

山淵議長： 〇〇番〇〇委員。

〇〇委員： 申請地は市街化調整区域であり、南側は市街化区域ですか。これは、調整区域と市街化
区域の境ですか。

事務局職員： 市街化区域との境ですが、申請地は市街化調整区域内の農地となっています。

山淵議長： 他に、ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈黙 —

山淵議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
本許可申請を当委員会では許可することにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり—

山渕議長： 異議なしと認めます。

よって「議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと」は許可することに決定しました。

山渕議長： 次に、「議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による集積計画決定のこと」を議題にします。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を朗読説明する —

山渕議長： 明石市長より農用地利用集積計画の決定依頼が提出されています。

本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山渕議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。

本案のとおり、農用地利用集積計画を決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり—

山渕議長： 異議なしと認めます。

よって「議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による集積計画決定のこと」については、本案のとおり決定しました。

山渕議長： 次に、「議案第8号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願審議のこと」を、議題にします。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を朗読説明する —

山渕議長： 今月の案件は、2件です。

本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山渕議長： 特に、ご意見ご質問等もないようですので、お諮りします。

本証明願について、当委員会で承認することにご異議ありませんか。

— 異議なしの声あり —

山渕議長： 異議なしと認めます。

よって、「議案第8号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願審議のこと」は、承認

することに決定しました。

山渕議長： 次に、「議案第9号 明石市農業委員会規程の一部を改正する規程制定のこと」を議題にします。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員： ー 議案を朗読説明する ー

山渕議長： 本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

〇〇委員： はい、議長。

山渕議長： 〇〇番〇〇委員。

〇〇委員： 利用権の設定は、農業委員会は関知しないということですか。

事務局職員： 令和5年4月1日に農業委員会等に関する法律が一部改正され、農業委員会の所掌事務から農業経営基盤強化促進法に関する事項が削除されますが、2年間の経過措置がありますので、4月から一切関わらないということではありません。

〇〇委員： はい、議長。

山渕議長： 〇〇番〇〇委員。

〇〇委員： 2年間の経過措置があるなら、農業委員会規程をこのまま残しておくことはできませんか。

事務局職員： 2年間の経過措置がありますが、法改正に合わせて農業委員会規程も一部改正した方が良く考えております。

〇〇委員： はい、議長。

山渕議長： 〇〇番〇〇委員。

〇〇委員： 4月から農業委員会では利用権はどのような扱いになりますか。

事務局職員： 今のところ、所掌事務としては4月1日からなくなりますが、経過措置の間に市長部局から農用地利用集積計画の決定依頼があれば議案として上程する予定です。

山渕議長： 市長部局はどのように考えているのですか。

事務局職員： 令和5年4月1日から経過措置である2年間に地域計画が策定されれば、利用権は農業経営基盤強化促進法から農地中間管理事業の推進に関する法律の枠組みに移行することになっております。この枠組みでは、県が事業主体となっておりますが、今後は市への権限移譲が予定されており、市は農業委員会の意見を聴かなければならないとされています。しかし、4月1日以降の市長部局の具体的な考えについては確認で

きていません。

〇〇委員： 農業委員会規程は法律や条例ではないので、今回改正しなくても罰則などはないと思います。市長部局の考えが決まってから改正しても良いのではないかと。

山淵議長： 今回の件は市長部局の取り扱いが決まってから議案上程することとし、一旦保留とさせていただきますと思います。

〇〇委員： この話は農業委員会だけの話ではないです。利用権の設定は農業者に関連しますので、農会長会議で具体的に話をしてもらいたいと思います。

事務局職員： 担当の市長部局に伝えておきます。

山淵議長： 他に、ご意見、ご質問ありませんか。

— 沈 黙 —

山淵議長： 他に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。本案を、当委員会で保留することにご異議ありませんか。

— 異議なしの声あり —

山淵議長： 異議なしと認めます。
よって、「議案第9号 明石市農業委員会規程の一部を改正する規程制定のこと」は、保留することに決定しました。

山淵議長： 次に、報告に移ります。
「報告第5条 貸借借解約の通知報告のこと」について報告を受けたいと思います。事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 報告資料により報告する —

山淵議長： 今月は、1件の通知がありました。これについて、何かご質問等ありませんか。

〇〇委員： はい、議長。

山淵議長： 〇〇番〇〇委員。

〇〇委員： 議案第6号で、小作解除をして残りを購入するという議案がありましたが、第6号で出た〇〇さんと〇〇さんとの小作権の合意解約はあったのですか。

事務局職員： 議案第6号の合意解約については、合意解約通知書をいただいていません。小作権が所有権に変わったという扱いですので、こういったケースの場合は、合意解約書はもらわず、法3条許可申請書だけをもらっています。

山淵議長： 他に、ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山渕議長： 他に、ご質問もないようですので、「報告第5号 賃貸借解約の通知報告のこと」は、以上で報告とします。

山渕議長： 次に「報告第6号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、及び「報告第7号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、以上2件の報告事項について、一括して報告を受けたいと思います。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 報告資料により報告する —

山渕議長： ただ今、「報告第6号」「報告第7号」の2件の報告事項につき、一括して報告がありました。

それぞれ、お手元の報告資料により、ご了承をいただきたいと思います。

山渕議長： 次に、「報告第8号 明石市農業委員会事務処理要綱の一部を改正する要綱制定のこと」について、報告をうけたいと思います。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 報告資料により報告する —

山渕議長： 本案について、ご意見、ご質問ありませんか。

〇〇委員： はい、議長。

山渕議長： 〇〇番〇〇委員。

〇〇委員： (6)が議案第9号の関連項目だと思いますが。違いますか。

事務局職員： 議案とあわせて、このたび事務処理要綱の改正も報告させていただいています。

山渕議長： 議案第9号と関連していますので保留にします。

事務局長： 今回保留とし、時期を考えて報告します。

山渕議長： 他に、何かご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山渕議長： 他に、ご質問もないようですので、「報告第8号 明石市農業委員会事務処理要綱の一部を改正する要綱制定のこと」は、保留といたします。

山渕議長： 以上で、本日より予定していました案件はすべて終了しました。
これで、第33回明石市農業委員会を閉会とします。

(午後2時36分 終了)

※ 小委員会 令和5年2月22日 午後1時30分～

・出席委員

山渕会長 山本職務代理者 村上委員

・事務局

藤田局長 岸本係長 宮本事務職員

上記事項の顛末を記載し、議事の正確なることを証するため署名する。

会 長 山 渕 久 司

署 名 人 藤 田 哲 夫

署 名 人 伊 藤 能 之